

白滝園外部サービス利用型特定入所者生活介護施設 重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。

当施設は、入園者に対し、盲養護老人ホーム白滝園が指定を受けて行う外部サービス利用型特定入所者生活介護サービスを提供します。

当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなどについてご説明致します。

1. 事業者

- (1) 名称 社会福祉法人 三原のぞみの会
- (2) 所在地 広島県三原市明神3丁目16番20号
- (3) 電話 0848-66-3214
- (4) F A X 0848-66-4369
- (5) 代表者 理事長 神田 和美
- (6) 設立年月 昭和35年1月6日

2. ホームの概要

- (1) 事業の種類 特定施設入居者生活介護
(平成31年4月1日・広島県指定第3470901640号)
- (2) 名 称 白滝園外部サービス利用型特定施設
- (3) 所在地 広島県三原市小泉町116-1
- (4) 電 話 0848-66-3214
- (5) F A X 0848-66-4369
- (6) 管理者氏名 河野 陽一 (盲養護老人ホーム白滝園 施設長を兼務)
- (7) 開設年月 平成18年10月1日
- (8) 定 員 20人

(9) 目的

当施設は、介護保険法令に従い、特定施設サービス計画の作成、入所者の安否の確認、生活相談等（以下「基本サービス」という。）、並びに当施設が委託する居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）が特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の支援等を行うことを目的としています。

(10) 運営方針

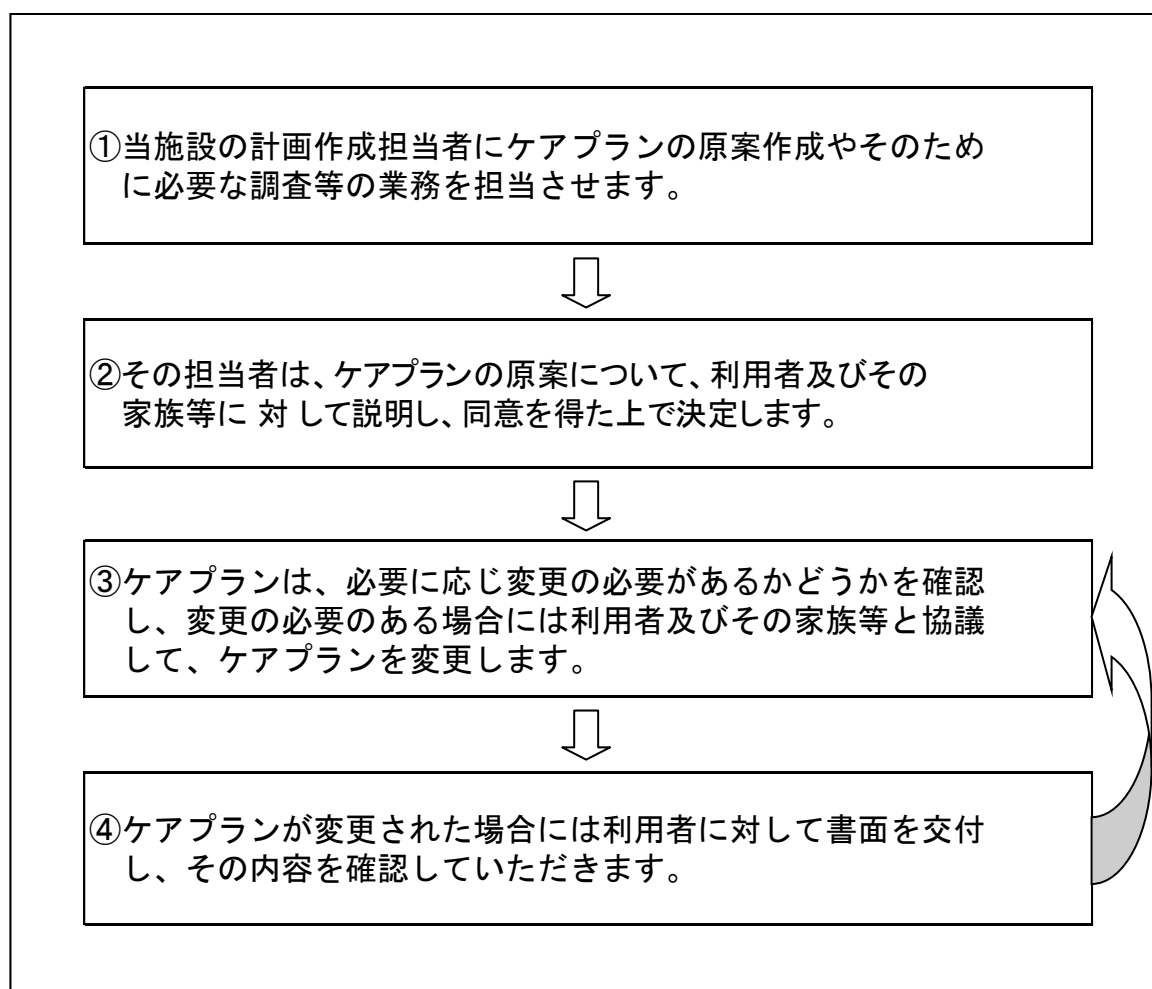
- ①当施設は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入所者が要介護状態になった場合でも、当施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。
- ②当施設は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

3. 対象者（利用者が個々の受託居宅サービス事業者と利用契約をしていただく必要はありません。）

対象者は、盲養護老人ホーム白滝園入所者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となり、当施設と介護サービスの利用に係る契約を締結していただくこととなります（以下「利用者」という）。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- （１）利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。
- （２）ケアプランの作成及びその変更は、次のとおり行います。



5. 職員の配置状況（配置基準）

当施設では、外部サービス利用型特定施設の職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置（基準）状況>

職 種	職員の配置基準
1. 管理者	1 人（兼務）
2. 生活相談員	1 人以上（兼務）
3. 計画作成担当者	1 人以上（兼務）
4. 介護職員	2 人以上（兼務）

<配置職員の職務内容>

- 管 理 者 : 当施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、当施設の職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
- 生活相談員 : 利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。
- 計画作成担当者 : 利用者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保します。
- 介 護 職 員 : 利用者の日常生活上の安否確認、援助業務を行います。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設が提供するサービスについては、盲養護老人ホーム白滝園において提供される日常生活への支援や相談業務のほかに、

- ①生活相談、安否確認、緊急対応並びに計画作成等の基本サービス
- ②外部の受託居宅サービス事業者が行う入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話等があります。ご希望により、利用者と同様の通知をご家族等へも行います。

(2) サービス利用料金

<介護保険給付対象のサービス>

利用できる事業所

- ②（介護予防）訪問介護事業所 白滝園
- ②（介護予防）訪問看護ステーション セセラギ
- ③（介護予防）通所介護事業所 白滝園

<介護保険給付対象外のサービス>

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ①ケアプランに定める回数を超えての介護サービスの利用
- ②理美容代

必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費。

- ③日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用

（例）衣服、履物、歯ブラシ、クラブ活動用品、その他等。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は、月末に計算し、翌月の10日以降にご希望の支払方法にてお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までにお申し出下さい。
- ②利用予定日の前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、受託居宅サービス事業者稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

(5) 利用者の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

名 称	医療法人仁康会 本郷中央病院
所在地	三原市下北方 1 丁目 7-30
診療科	内科・外科・眼科・整形外科・耳鼻科・泌尿器科

名 称	医療法人仁康会 小泉病院
所在地	三原市小泉町 4245
診療科	歯科・精神科

7. サービス利用契約の終了について

契約期間満了の 7 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。ただし、契約期間中に以下のような事項に該当した場合は当施設との契約を終了します。

- ①利用者が死亡された場合
- ②要介護認定等により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散・破産等した場合、又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤施設の滅失や重大な過失により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥利用者から中途解約、又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

(1) 利用者からの中途解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届をご提出下さい。ただし、以下の場合には、契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただきます。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合

- ③利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者及び入所者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④利用者の行動が、他の利用者及び入所者等のほか、サービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れや、重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい事情が生じた場合
- (3) 契約の一部が解約、又は解除された場合には、当該サービスに係る条項は、その効力を失います。

8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③サービスを行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ⑤利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑥利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退園のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得て行います。

9. サービスご利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の利用上の注意義務等

- ①当施設内の設備、敷地等は、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ②利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- ③故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、当施設内の設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

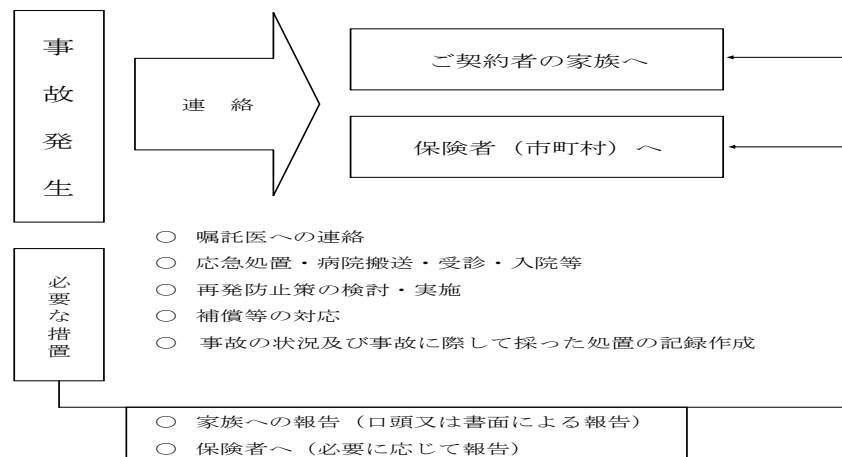
(2) 当施設内禁止行為

- ①暴力行為、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ②政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害する他、他人に迷惑を及ぼすこと。
- ③決められた場所以外での喫煙。
- ④指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- ⑤当施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑥故意又は無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

10. 事故発生時の対応について

当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

・事故発生時の対応の概要図



11. 損害賠償について

- (1) 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①利用者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ②利用者（その家族、身元引受人等も含む）がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

12. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者（受付時間 月～金 8：30～17：30）

〔氏名〕 中林 孝雄

〔職名〕 白滝園外部サービス利用型特定施設 次長

苦情解決責任者

〔氏名〕 河野 陽一

〔職名〕 高齢福祉事業部長

TEL 0848-66-3214

FAX 0848-66-4369

第三者委員

鎌田美恵子 TEL 0848-64-1760 (民生委員・児童委員)

夜船初美 TEL 0848-64-2607 (民生委員・児童委員)

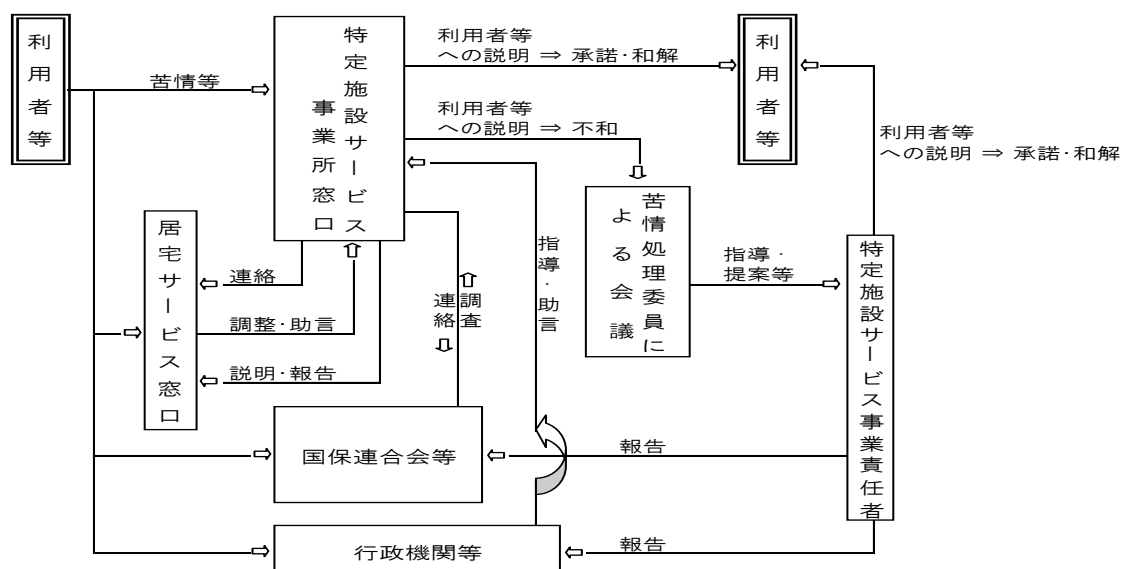
苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。また、第三者委員も直接、苦情を受け付けることができます。第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立ち会いなども致します。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と、話し合いによって、円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（関係機関）

三原市役所介護保険担当課	所在地 三原市港町3丁目5-1 電話番号 (0848) 67-6240 受付時間 平日8:30～17:15（土・日及び祝日を除く）
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 広島市中区東白島町19番14号 国保会館 電話番号 (082) 554-0783 受付時間 平日9:00～17:00（12時～13時を除く）

・ 苦情等処理体制の流れ図



13. 非常災害対策

- ①事業所に、災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

非常災害対策に関する担当者（防火管理者）

職・氏名 : 次長 中林 孝雄

- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：毎年2回（内1回は夜間想定訓練）：5月・11月

特定施設入所者生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 住 所 広島県三原市明神三丁目 16 番 20 号
名 称 社会福祉法人 三原のぞみの会
代表者 理事長 神田 和美

説明者 職 名
氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）
住 所
氏 名 印

身元引受人
住 所
氏 名 印

(契約者との関係)

私は、利用者が、事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者
住 所
氏 名 印

(契約者との関係)